

<平成27年度相談員研修151008>



任意事業との連携のあり方



ユニバーサル就労ネットワークちば 副理事長
平田 智子



ユニバーサル就労ネットワークちば

●沿革

...以下UWNちば

2012年1月に任意団体ユニバーサル就労ネットワークちばを設立。より充実した活動ができるよう2014年5月にNPO法人化することを決定。同年10月千葉県より、特定非営利活動法人の認証を受ける。

●目的

多くの企業・団体が「ユニバーサル就労」の趣旨に賛同し、取り組み、継続していくことができるよう、またこの取り組みが全国各地に広がることを目指し、ユニバーサル就労をすすめる企業・団体を支援する。



ユニバーサル就労ネットワークちば

●事業内容

(1) ユニバーサル就労の推進に関わる事業

- ユニバーサル就労希望者の総合受付
- 企業へのアテンド（職業紹介）
- **（生活困窮者自立支援法）就労準備支援事業の実施【千葉市、松戸市（10月～）】**
- コーディネーターの養成（養成講座の実施）
- ユニバーサル就労の出口としての事業開発・設立支援

(2) 会員団体を支援する事業

- 会員団体のネットワークづくり・相互協力の推進
- ユニバーサル就労の継続支援
（個別支援計画作成、支援部署立ち上げサポート、他機関等とのコーディネートなど）
- ユニバーサル就労の出口としての会員団体の事業開発・設立支援

(3) ユニバーサル就労に関する研究および広報・啓発に関わる事業

- 研究事業
- 広報・啓発事業

(4) ユニバーサル就労に関する職業紹介事業

- 職業紹介事業

千葉市生活困窮者自立支援事業 実践報告



千葉市公募形態

4事業を公募

千 葉 市		
管 内 面 積	272.1	km ²
管 内 世 帯 数	425,306	世帯
管 内 人 口	968,377	人
被 保 護 世 帯 数	15,685	世帯
被 保 護 人 員	20,197	人
保 護 率	20.9	%

- 自立相談事業（稲毛区・中央区）
（2センター）
- 農業等就労・社会体験支援事業および
就労準備支援事業（市内全域対象）
- 家計相談支援事業（市内全域対象）



千葉市受託状況（人口：97万人）

- 自立相談事業（2センター）
稲毛区：応援ネットワークちば企業体
中央区：千葉市社協
- 農業等就労・社会体験支援事業および就労準備支援事業（市内全域対象）
応援ネットワークちば企業体
- 家計相談支援事業（市内全域対象）
応援ネットワークちば企業体



千葉市における困窮者事業実施体制（H27～）

千葉市資料より

生活困窮者自立支援法 自立相談支援機関（必須事業）

国庫負担3/4

千葉市社会福祉協議会

生活自立・仕事相談センター中央

応援ネットワークちば企業体

生活自立・仕事相談センター稲毛

直営

住居確保給付金（各区）

直営

ホームレス巡回相談（保護課）

【応援ネットワークちば企業体構成団体】
労協船橋事業団、NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば、
生活クラブ生活協同組合、NPO法人VAICコミュニティ研究所

生保事業

応援ネットワークちば企業体

農業等・就労社会体験支援事業

一体的実施

国庫補助2/3

就労準備支援事業

生活困窮者自立支援法（任意事業）

応援ネットワークちば企業体

家計相談支援事業

国庫補助1/2

直営

学習支援（生保含む）

応援ネットワークちば企業体の概要と役割分担

生困事業を受託するために作った企業体

構成団体：労協、UWNちば、VAIC-CCI、生活クラブ生協千葉

- 自立相談事業（稲毛区）
企業組合労協船橋事業団
(NPO)ユニバーサル就労ネットワークちば
(NPO) VAICコミュニティケア研究所
- 農業等就労・社会体験支援事業および
就労準備支援事業（市内全域対象）
企業組合労協船橋事業団
(NPO)ユニバーサル就労ネットワークちば
- 家計相談支援事業（市内全域対象）
(NPO) VAICコミュニティケア研究所
生活クラブ生協千葉



応援ネットワークちば企業体 業務拠点



稲毛区業務拠点
稲毛保健福祉センター
まで徒歩10分



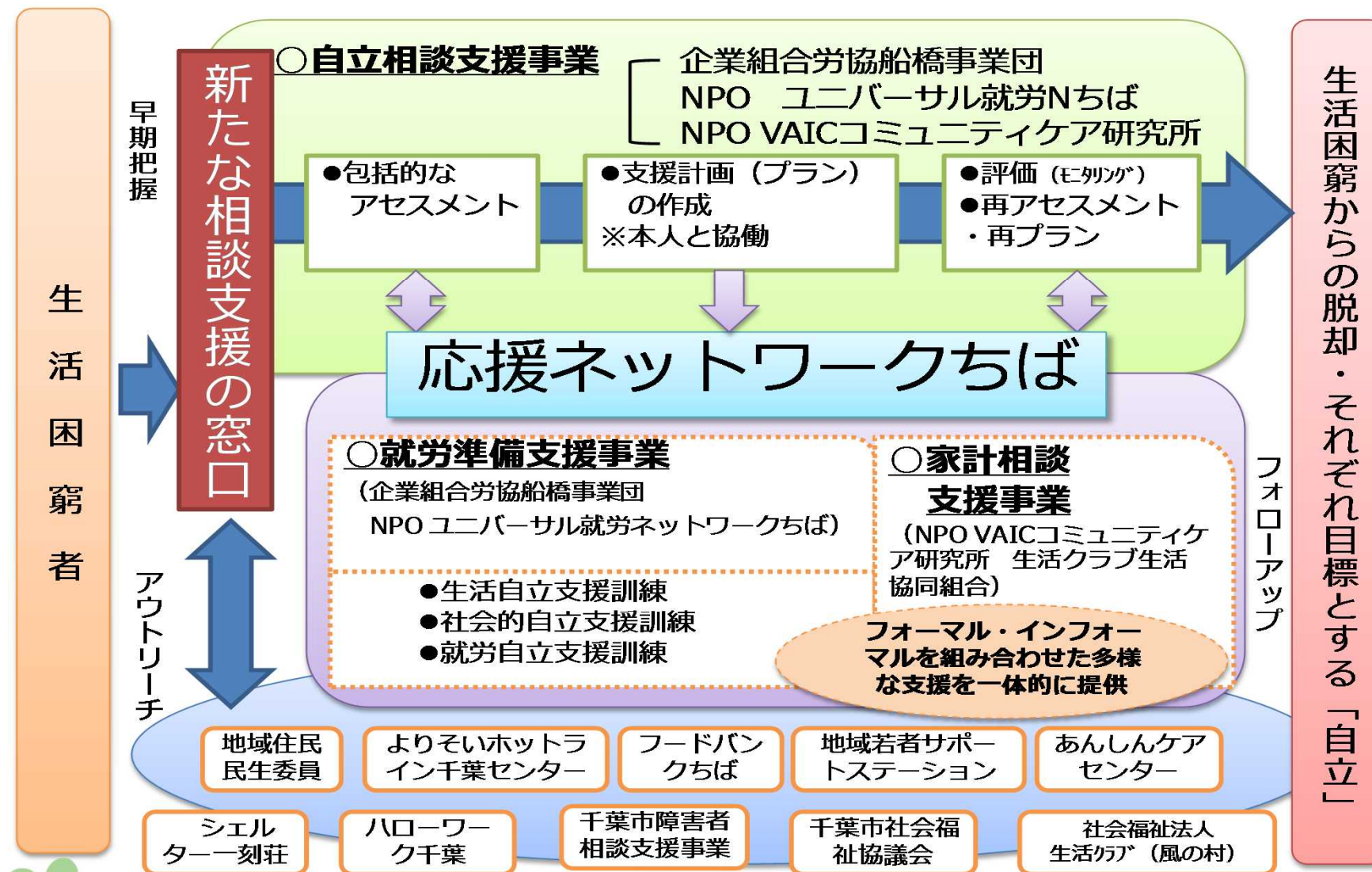
稲毛区保健福祉センター



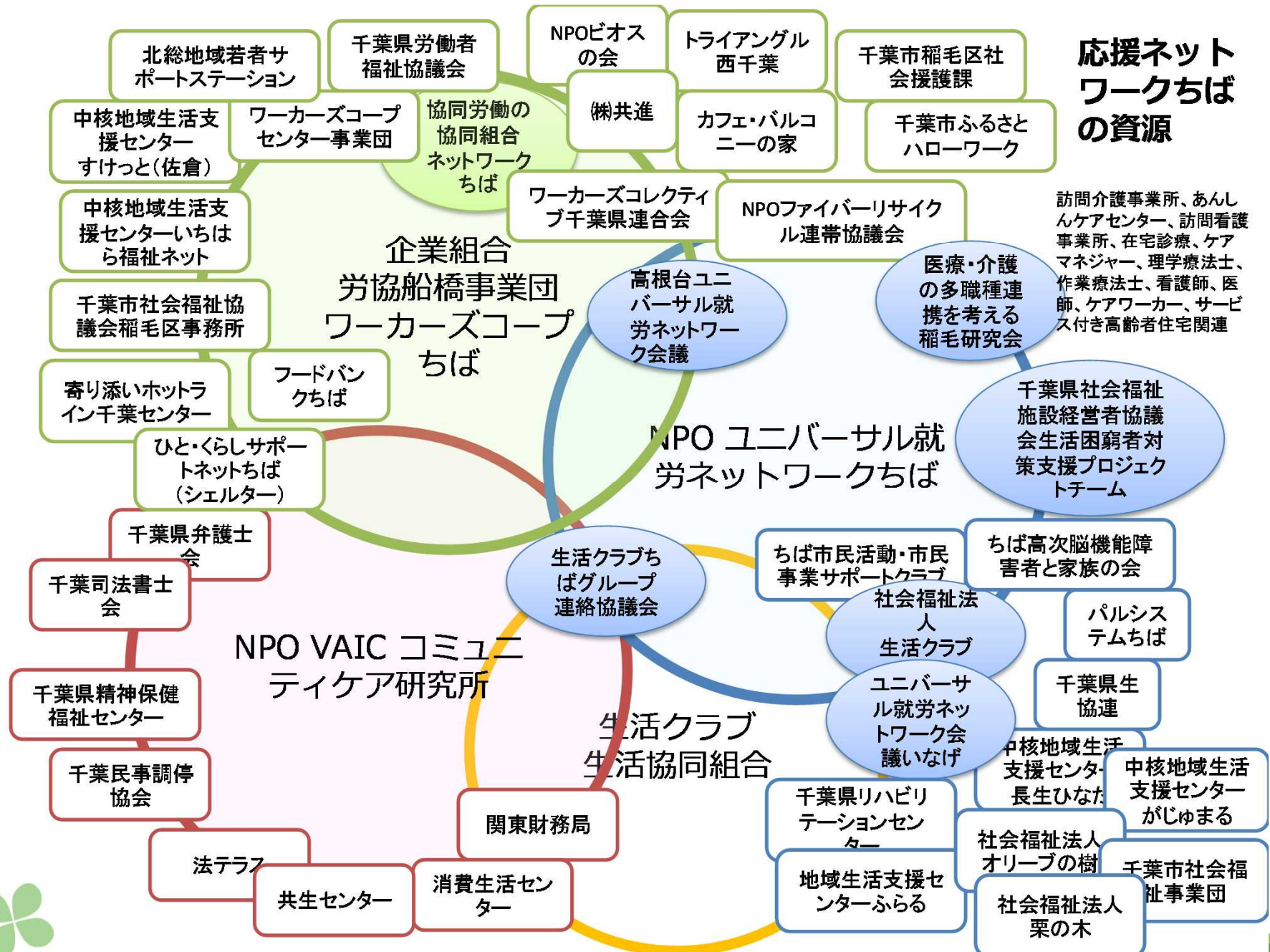
中央区業務拠点
中央区役所徒歩1分
Qiballまで徒歩4分



千葉市における応援ネットワークちばの生活困窮者自立促進事業のイメージ



応援ネットワークちばの資源



訪問介護事業所、あんしんケアセンター、訪問看護事業所、在宅診療、ケアマネジャー、理学療法士、作業療法士、看護師、医師、ケアワーカー、サービス付き高齢者住宅関連

千葉市生活自立・仕事相談センター中央

相談
無料

「仕事に就く自信が無い」
「収入が少なく今後の生活が不安」
「金銭管理ができず生活維持が難しい」
「人間・家族関係で悩んでいる」など



日々の生活で悩みを抱える方に、さまざまな角度から原因を探り、訪問支援(アウトリーチ)も含め、アドバイスを行い、職業訓練や家計についての相談など、それぞれの方の生活再建に向けた取り組みを行っています。

対象となる方 千葉市に在住の、就労や家計の改善によって経済的・社会的自立が見込まれる方。

開設場所 千葉市中央区中央4-5-1 きぼーる11階(案内地図などは裏面をご覧ください)

開設日時 毎週月曜日～金曜日(土日祝日、12月29日～1月3日は除く)8時30分～17時30分

まずは電話、FAX、メールで
ご連絡ください。

TEL.043(202)5563

FAX.043(221)3370

E-mail:soudan-chu@chiba-shakyo.com

裏面もご覧ください



はーとふる千葉

社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会

生活
支援

「暮らし」や「仕事」で
お困りの方は、まず相談を。

稲毛区役所隣り
稲毛保健福祉センター内

相談無料

生活自立・仕事相談センター稲毛

失業・病気・人間関係などさまざまな問題で生活に困っている方、
ひとりで悩まず、まず当センターにご相談ください。
どうしたらいいかを一緒に考え、解決に向けてサポートしていきます。
相談は無料。もちろん秘密は厳守します。どうぞお気軽にご利用ください！

窓口・お電話・FAX・メールにてお問い合わせください。

千葉市稲毛区穴川4-12-4 稲毛保健福祉センター 1階

電話 043-207-7070

FAX 043-207-7072

メール soudan@jigyoudan.com

あなたのまわりで困っている
方やご心配な方がいたら、当セ
ンターにお知らせください。

健康

重い病気になっ
てしまった。治
療や入院など、
これからの生活
がとても心配。

仕事

勤めていた会社
が倒産してしま
い、このままでは
家のローンも払
えない。

家族

母親の介護の
ために仕事を辞
めたが、生活を
維持できるかど
うかわからない。

生活

お金も食べ物
も底をついてし
まった。身寄りも
なくどうしてい
いかわからない。



引きこもりの息
子と暮らしてい
るが、自分も高
齢で先々の将来
が不安…

将来



<交通のご案内>

● JR 稲毛駅東口2番のりばより京成バス「山王町行」に乗り、「稲毛区役所」下車徒歩2分または、4番のりばより「ファミリーハイウェイ」に乗り、「穴川十字路」下車徒歩5分
● モノレール穴川駅から徒歩約7分、または天台駅から徒歩約10分

<開所時間>

月曜日～金曜日 8:30～17:30
(土日祝日、年末年始はお休み)

運営/応援ネットワークちば企業体

企業組合労働船橋事業団・特定非営利活動法人 ユニバーサル就労ネットワークちば・生活クラブ生活協同組合・特定非営利活動法人 VAIC コミュニティア研究所

千葉市就労準備支援の流れとメニュー

就労準備支援は「応援ネットワークちば企業体」という共同事業体で実施をしており、構成団体の得意分野を活かして就労準備を進めていきます。

千葉市生活自立・仕事相談センター
中央でご相談の方

千葉市生活自立・仕事相談センター
稲毛でご相談の方

↓
【面談・アセスメント・プランニング】 自立相談担当者より面談の設定。
各センターやNPO法人ユニバーサル就労ネットワークちばの事務所で実施



【通所型支援プログラム】
必要に応じて職場に入る前に生活を整えたり、コミュニケーションの練習や簡単なビジネスマナー、体験型活動などを組み合わせた支援を実施します。

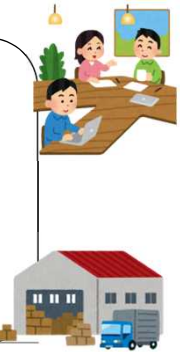


【マッチング・職場や体験場所の見学】
初回面談での課題や設定した目標に応じて就労体験場所の選定を行い、職場見学や現地の担当者の方とお話いただき、就労（体験）場所を決定していきます。



【就労体験の開始】

1か月ごと（必要に応じて頻度は変わります）に活動の振り返りを行いながら、新たに出た課題の整理や目標に対してどれくらい達成できたか共有していき、ステップアップを確認していきます。



就職活動へ

★希望者には履歴書の添削や面接練習、キャリア相談全般を実施

そのまま就業へ

これまでの就労準備の経験をもとに、今後の方針を自立相談員の方と話し合いながらその先のステップへと進みます。

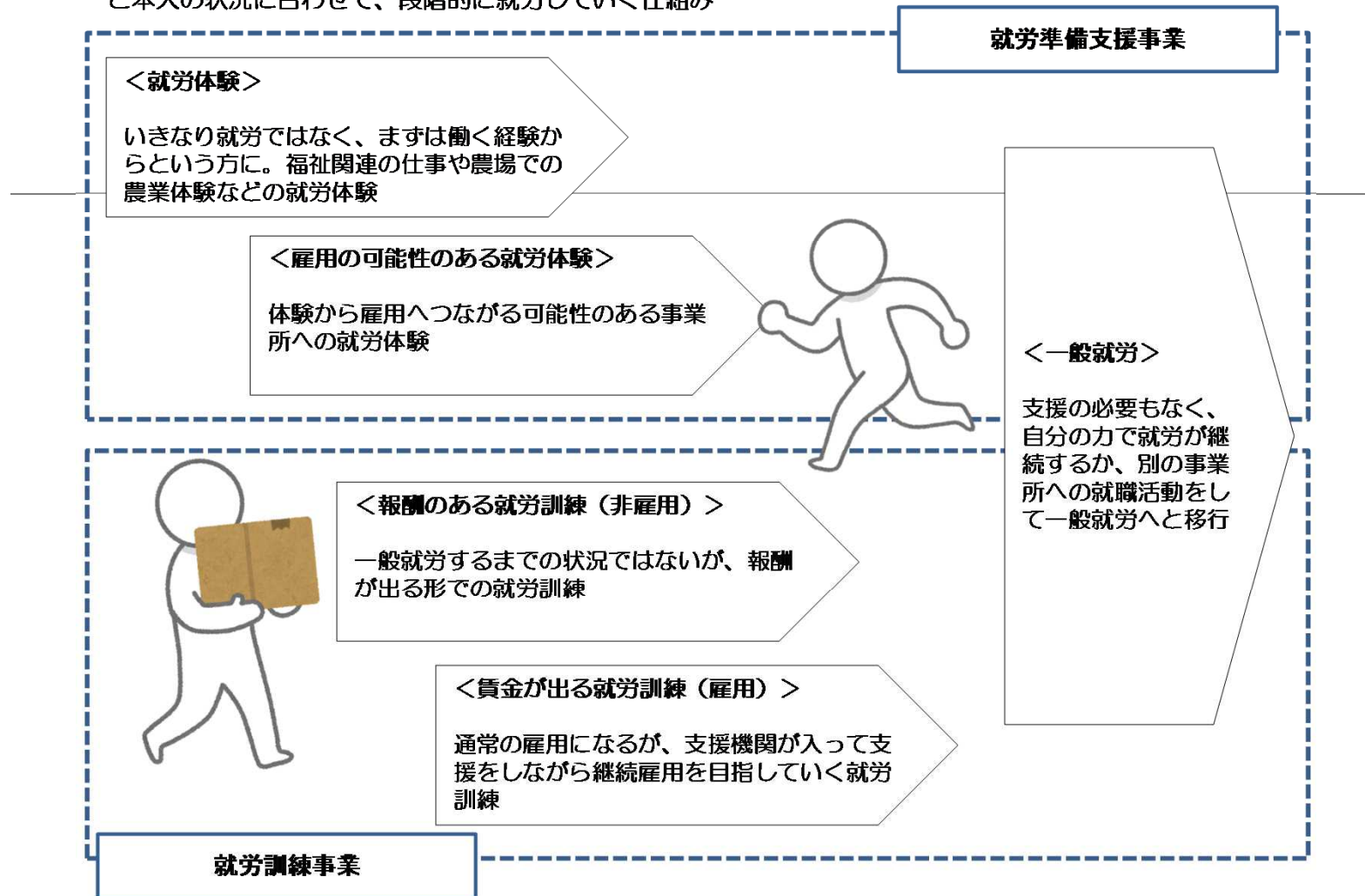
通所型支援プログラム
パソコンの練習、ポスティング
SST（ソーシャルスキルトレーニング）
ボランティア活動、ヨガ、ストレッチ
チラシ折込作業 等

どのようなプログラムを組み合わせていくかは、自立相談員や就労準備担当者と一緒に相談をしながらプランを立てていきましょう！



【職場実践型就労支援について】

ご本人の状況に合わせて、段階的に就労していく仕組み



これまで受け入れ実績のある職種一覧

介護、介護補助、調理補助、店舗清掃作業、店舗バックヤードでの袋詰め・品出し等、障害者施設での作業補助、農場での整備作業、生協配送センターでの倉庫内作業、配送業務のトラック添乗、保育補助、児童指導員補助、洗濯、事務、事務補助

就労支援担当者の役割

自立相談支援事業

トータルなプラン化・就労準備支援の見きわめ（長期的なゴール）
面談から変化を察知し、プランの見直し、変更
ハローワーク（同行）と連携し就労先の開拓
就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の企業開拓
地域資源の創出・開拓

就労支援（就労準備支援事業・中間的就労）

就労支援プログラムの作成（多様なバリエーション）
面談から変化を察知し、プランの見直し、変更
就労準備（職場実習）の企業開拓

連携支援



就労準備の事例

	Bさん・20代男性	
支援につながったきっかけ	大学時代に就職活動に失敗。友人など周りに相談できる人がいなかったため、そのまま7年間社会的ひきこもり状態となる。学生時代より学校外での経験がほぼなかったため、社会経験が少なく、何からはじめていいのか全く分からない状態となり、母親とともにハローワークに訪問し、自立支援窓口へと繋がった。	
働きづらさ	就労経験、社会経験がないため働くことに自信が持てず、何から始めればよいのかわからない。	
手帳	なし	
就労形態	2015年5月～ 就労準備支援 相談開始 2015年6月～ 職業興味検査など自己理解を促す相談を実施 2015年7月～ 老健にて短期就労体験開始 2015年8月～ コミュニティスペースにて短期就労体験 2015年9月～ 生協の倉庫にて短期就労体験	
★今後の方針	障害・疾病の疑いもなく、健康度も高いため、順調に実習を体験中。9月下旬より一般就労に向けてキャリアカウンセリングを実施。伴走しながら若年層就労支援施設も利用予定。全体のスケジュールを可視化し、本人も徐々に意識が変化している。	
勤務日数・時間数	週2-3日、3-4時間程度で短期実習を実施している。	

生活困窮者就労準備支援事業 就労準備支援プログラム【計画書】

作成日	2015/05/25
事業所	NPO 法人ユニバーサル就労ネットワークちば
担当者	鈴木

氏名（ふりがな）	■■■■■
性別	■男性 □女性 □（ ）
生年月日	■昭和 □平成 61 年 ■月 ■日（29 歳）
職歴	なし
就労に対する本人の意向	30 までに仕事を決めたい

本人が希望する就労内容	※本人記載欄
(2015.6 月時点では未定 今後の検討課題とする)	

最終的な目標設定及び支援方針	※本人と担当者で調整の上
体験を積み重ね、自分を知ること（できること、できないこと）→まずはできることを仕事にする。	

支援開始時の本人の状況と課題	
①生活自立：（問題なし）	
②社会自立：就労体験をし、自分にできることや可能性を知り、就労に向けた準備をする	
③就労自立：2016 年 2 月までに仕事を決める	

	長期目標	短期目標	期間	支援内容	備
①生活自立	(問題なし)			・生活クラブ 配送センター（検見川） ・NPO 法人 事務作業補助（稲毛） ・高齢者施設 介護補助（自宅近辺）	
②社会自立	就労体験をし、自分にできることや可能性を知る	複数の場所で就労体験をする 自分のことや雑談を少しずつ話す	3 ヶ月 (27.6-8) ※とりあえず	・体験先の提供と同行、実習、振り返り等のフォロー ・話す	
③就労自立	2016 年 2 月までに仕事を決める	面接対策・書類対策をする エントリーをする		・ロールプレイで練習、履歴書添削等を実施 ・できる仕事、やりたい仕事を探して候補先と一緒に選別する	

本人同意欄	OK(2015.06.08)
-------	----------------

※計画内容については、月次の評価により、適宜見直しを行う。

- 【留意事項】
- ①所定の作業日、作業時間に、作業に従事するか否かは、対象者の自由であること。また、所定の作業量について、所定の量を行うか否かについても、対象者の自由であること。
 - ②作業時間の延長や、作業日以外の日における作業指示が行われないこと。
 - ③所定の作業時間内における受注量の増加等に応じた、能率を上げるための作業の強制が行われないこと。
 - ④欠席・遅刻・早退に対する手当の減額制裁がないこと（実作業時間に応じた手当を支給する場合においては、作業しなかった時間分以上の減額をすることがないこと）。
 - ⑤作業量の割当、作業時間の指定、作業の遂行に関する指揮命令違反に対する手当等の減額等の制裁がないこと。

生活困窮者就労準備支援事業 就労準備支援プログラム【評価書】

作成日	
事業所	
担当者	

氏名（ふりがな）	
性別	□男性 □女性 □（ ）
生年月日	□昭和 □平成 年 月 日（ 歳）

就労準備支援プラン		
支援実施期間・支援の内容（当初の目安） ※計画書に沿って事前に記載	振り返り （本人記載）	評価 （本人と担当者で調整の上）
（□月□日～□月□日）（以下、1 か月ごとに記載） ○支援内容 ・開始時間・終了時間 ・社会参加活動等の内容 ・就労体験の内容 ・就労に付随する講習等の内容		
□月□日～□月□日（以下、1 か月ごとに記載） ○支援内容 ・開始時間・終了時間 ・社会参加活動等の内容 ・就労体験の内容 ・就労に付随する講習等の内容		
□月□日～□月□日（以下、1 か月ごとに記載） ○支援内容 ・開始時間・終了時間 ・社会参加活動等の内容 ・就労体験の内容 ・就労に付随する講習等の内容		
□月□日～□月□日（以下、1 か月ごとに記載） ○支援内容 ・開始時間・終了時間 ・社会参加活動等の内容 ・就労体験の内容 ・就労に付随する講習等の内容		
□月□日～□月□日（以下、1 か月ごとに記載） ○支援内容 ・開始時間・終了時間 ・社会参加活動等の内容 ・就労体験の内容 ・就労に付随する講習等の内容		
□月□日～□月□日（以下、1 か月ごとに記載） ○支援内容 ・開始時間・終了時間 ・社会参加活動等の内容 ・就労体験の内容 ・就労に付随する講習等の内容		

実習先の開拓（就労訓練事業も...）

- 説明資料を作成し、組織トップへの説明
- 組織依頼先
千葉県社会福祉法人経営者協議会
千葉県知的障害者協会
中小企業家同友会など
- 短期就労体験説明会の開催案内を郵送し、個別に電話で説明、感触がよければ実習依頼。
- 事業所を訪問して、直接説明、依頼
- 作成した説明ツール
短期就労体験受け入れご協力のお願い（11ページ）
就労訓練事業のご紹介、中間的就労の手引き



就労訓練事業のご紹介

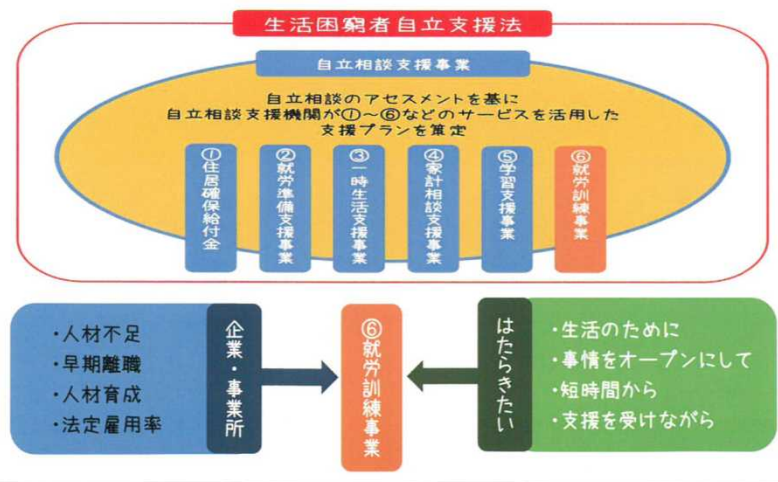
企業の皆様へご協力をお願い



就労訓練事業とは

「働きたいのに働く場とかなかなかつながらることができない」「働きたいけど家庭の事情があって短時間からしか働けない」など、さまざまな事情から今すぐに一般就労で働くことが難しい方に対して働く場を提供し、その中で一般就労に向けたトレーニングをしていきます。

この就労訓練事業は、2015年4月施行の生活困窮者自立支援法に定められた事業の一つです。



昨年度、「中間的
就労の推進」モデル
事業で作成。
A4 8ページ

主な配布先：
社会福祉法人、
中小企業会同友会、
警備業協会、
ビルメン協会等。

平成27年4月
千葉市



～誰もがはたらきやすい社会をめざして・・・～



短期就労体験受け入れ ご協力のお願い

千葉市生活自立・仕事センター中央/稲毛
(NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば)

Copyright © 2015

このような方が就労体験を希望しています

何らかの事情により就労経験が浅い、あるいはブランクがある等が多く、就労体験をすることは本人の就労イメージを明確にするための必要なステップとなります。

大学時代に仕事が見つからず、そのまま引きこもるようになってしまったが、このままではいけない。何とかしたいが、何からはじめるべきか…。(20代男性)

IT企業で12年働いていたが、過重労働と上司のパワハラで退職してしまった。5年ほど動くに動けず、今に至ってしまった。両親も高齢だし、なんとか仕事を見つけないか、ハローワークに行ってもなかなか見つからない…。(40代男性)

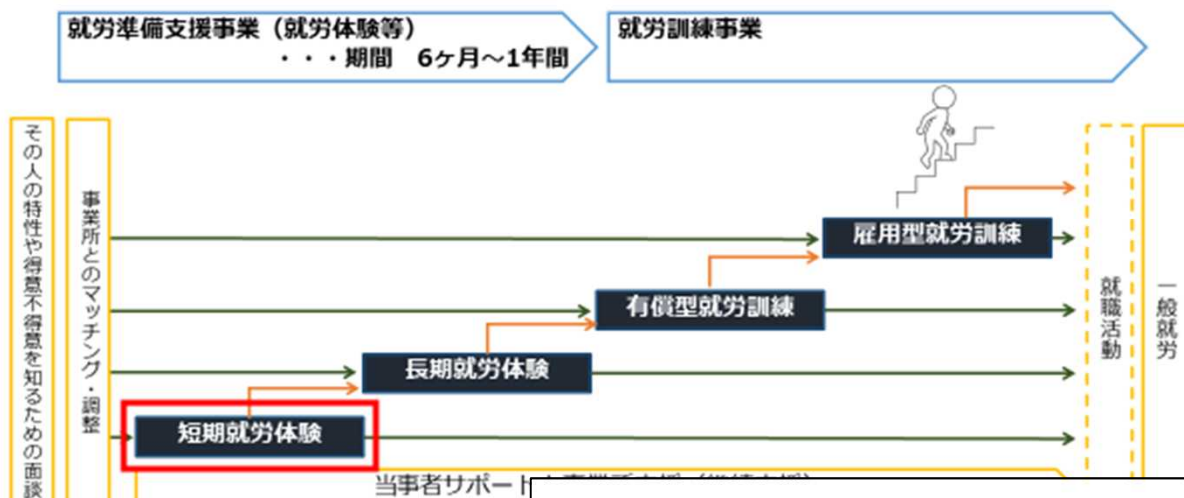
清掃の仕事をしていたが、体調を壊し退職。1年半療養して復帰したいのだが、ブランクがあるので、仕事が見つからない。このままでは生活できなくなってしまう。体力も少し落ちているので、就労体験からはじめたい…。(40代・女性)



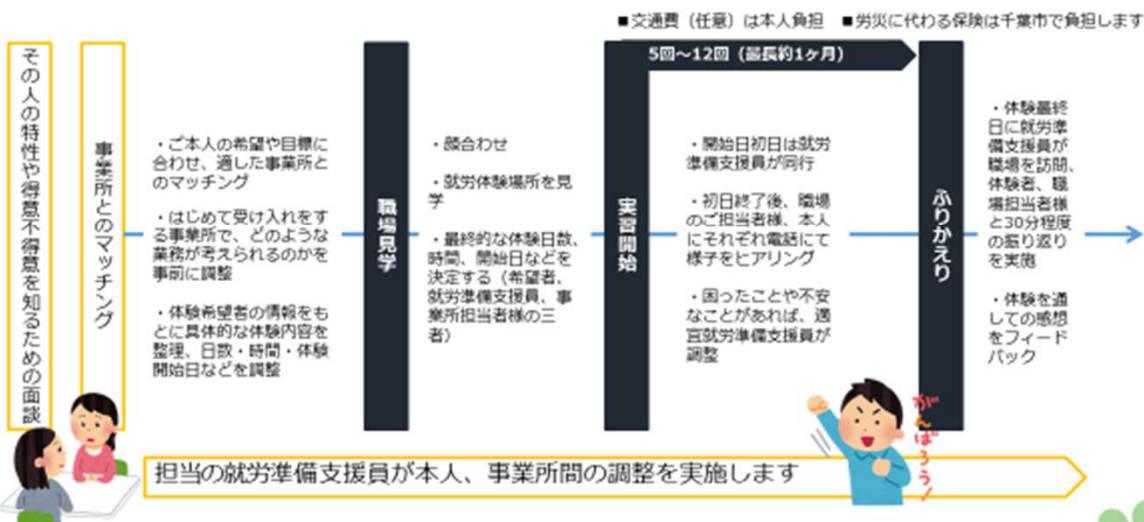
※大変はじめ、実直で、誠実に仕事に取り組まれてきた方が多く、そのためにトラブルに巻き込まれたり、うまく対人関係を処理することができなかった方が多いという印象です。

Copyright © 2015 Universal Work Network CHIBA

短期就労体験の位置づけ



短期就労体験の具体的な流れ



UWNちばの就労準備支援事業実績 2015年4月～9月

	4～6月	7月	8月	9月	合計
プラン	16	6	1	3	26
面談・相談	24	24	16	14	77
支援者等打合せ	7	7	11	7	32
実習同行	6	6	5	3	20
事業所開拓	11	11	2	3	27
就労体験回数	0	12	14	12	38



就労準備支援事業に取り組む意義

- 生活困窮者自立支援法を生かすための必要不可欠な要素⇒相談の出口としての就労
- 自立相談の相談者は、ハローワークで就労が決まるケースは、まれ。段階的な就労支援で相談者のモチベーションを上げられるのは、就労準備支援の醍醐味
- 職場実践型就労支援は、受入れ企業のメリットも大⇒事業や職場の質の向上や先々の人材確保にも役立つ



「働く」から「はたらく」へ
～わたしは会社ではたらいています～

より多くの人がある人なりのはたらき方で社会参加できる
ユニバーサルな地域社会づくりをめざしています



参考資料

ユニバーサル就労とは…



ユニバーサル就労とは？

Universal work = 「UW」
ユニバーサル就労

「はたらきたいのに、はたらきにくいすべての人」が働けるような仕組みを作ると同時に、誰にとっても働きやすく、働きがいのある職場環境づくりを目指していく取り組みです。そして、より多くの人々が、その人なりの働き方で社会参加できるユニバーサルな地域社会づくりを目指しています。地域社会の中で、自分なりの働き方で「わたしたちは会社ではたらいています」と実感できるシステムです。



ユニバーサル就労とは？

1. 対象

障害者手帳の有無に関わらず、障がいがあったり、生活困窮状態にあるなど、さまざまな理由ではたらきづらい状態にある方を迎え入れ、ともにはたらくことをめざしています。

2. 形態

現在の雇用形態にはなじみづらい方であっても、たとえば、短時間や週1回からなど、個性や事情に合わせた
多様なはたらき方 をつくり出していきます。

雇用につながる人

コンピューターとして、
居場所や生きがいに結び付く人

- ユニバーサル就労では、はたらく人の事情に合わせて形態や報酬についても提案しています。

誰にとってもはたらきやすく、はたらきがいのある
「ユニバーサルな職場環境」を目指しています



ユニバーサル就労の定義 1

対象

「はたらきたいのにはたらきにくいすべての人（触法状態の人を除く）」とし、過去に触法歴のある人などはユニバーサル就労の対象とします。

はたらきたいのにはたらきにくいすべての人
(触法状態の人を除く)

精神的な理由

(例)

- 精神に障がい
- 高次脳機能障がい
- 発達障がい
- (自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、ADHD など)
- 依存症（アルコール・薬物・ギャンブルなど）
- 認知症
- 障がいのラインに届かないが精神等になんらかの理由がある

身体的・知的な理由

(例)

- 身体障がい
- 知的障がい
- 病弱
- 難病
- 妊娠中
- 障がいのラインに届かないが身体や知的レベル等になんらかの理由がある

社会的な理由

(例)

- リタイア後の高齢者
- 長時間の労働が難しく、短時間の勤務制限がある
- 子育て中
- 介護中
- 父子家庭、母子家庭
- 外国国籍
- 触法歴のある方、執行猶予中
- 生活に困窮している
- DV被害
- ニート・引きこもり



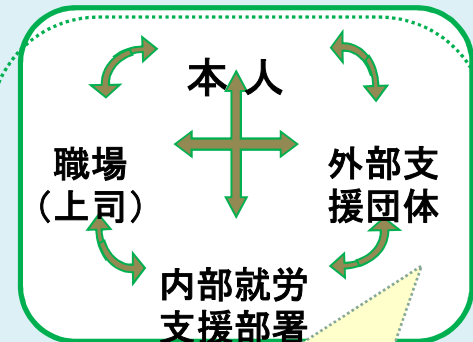
ユニバーサル就労システムの全体像

ユニバーサル就労の進め方

1 マatchingワークショップ
個別相談
電話等による相談受付

2 アセスメント
受け入れまでのステップ
Step.1→2→3→(3+)→4→5→(5+)→6

各段階でのツール・連携



3. 業務分解・マッチング

4 継続・キャリアアップのための支援
①継続支援 ②連携 ③財源確保について

対価と形態

- ①無償コミューター
- ②有償(コミューター／除外申請)
- ③最低賃金保障
- ④一般賃金

業務委託・仕入れ
イベント参加、場の提供
※ボランティア

「外部支援団体」
・ユニバーサル就労ネットワーク
ちば
・障害者就業・生活支援センター
・中核地域生活支援センター
・地域障害者職業センター
・当事者支援団体
・特別支援学校
・ハローワーク
・労働基準監督署
など

ユニバーサル就労を広げていくために

ユニバーサル就労を進める団体を支援するネットワーク・中間支援団体の創設

ユニバーサル就労を導入した職種

- 介護、介護補助
- 事務、事務補助
- 指導員補助（放課後等児童デイ、学童等）
- 保育補助
- 清掃業務
- 洗濯業務
- 厨房業務
- 配送センターの倉庫内作業、事務補助
- 配送業務のトラック添乗

※ユニバーサル就労の利用者は約100名



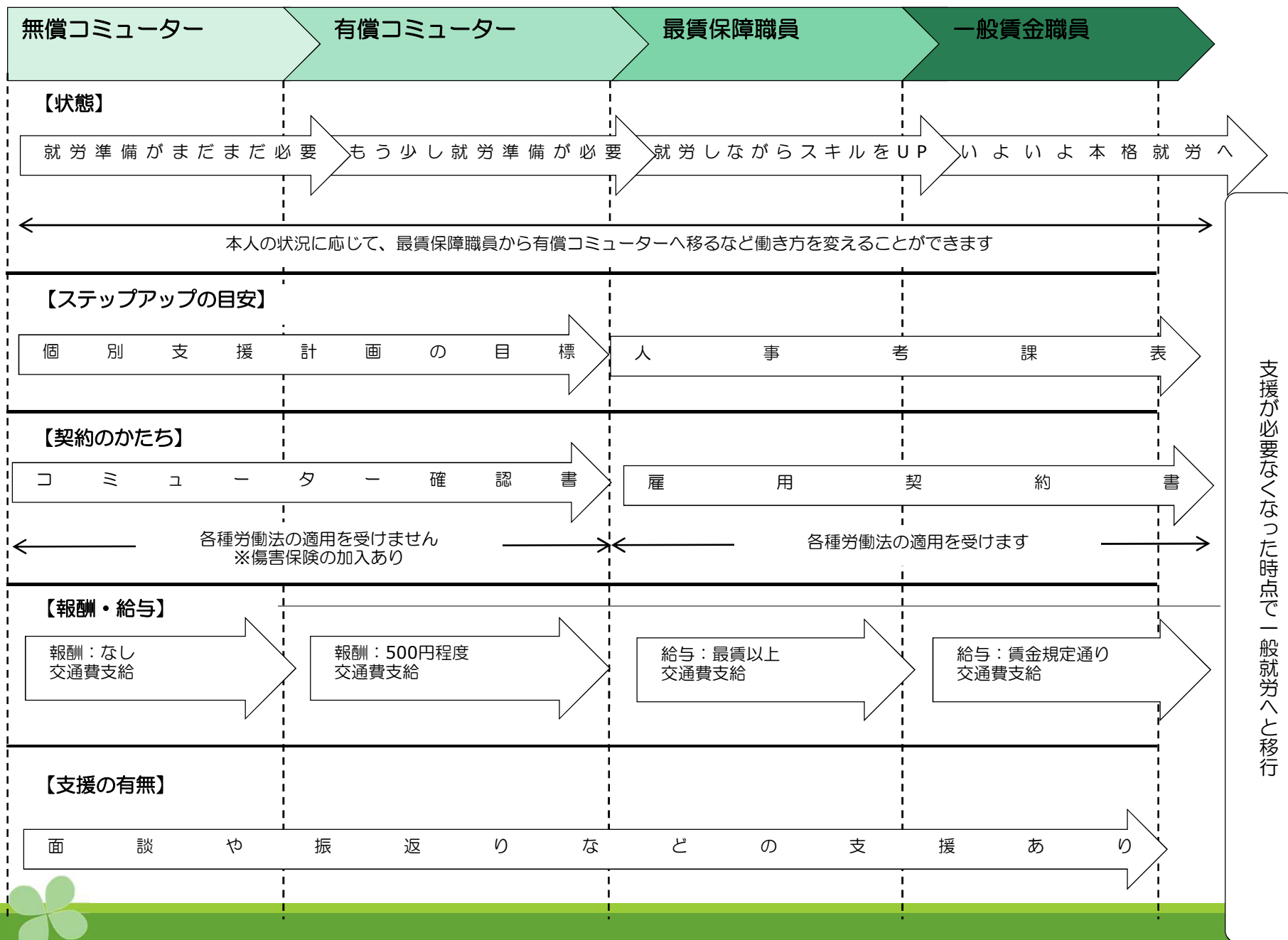
ユニバーサル就労の働き方

個別の事情を抱えた多くの人を不採用とせず
に職場に迎え入れるために、また社会へ
出るための第一歩を支援するために…

- (1) その報酬や形態を種別化
- (2) コミューターという働き方を提唱
- (3) 居場所や生きがいという視点もユニ
バーサル就労の範囲として定義

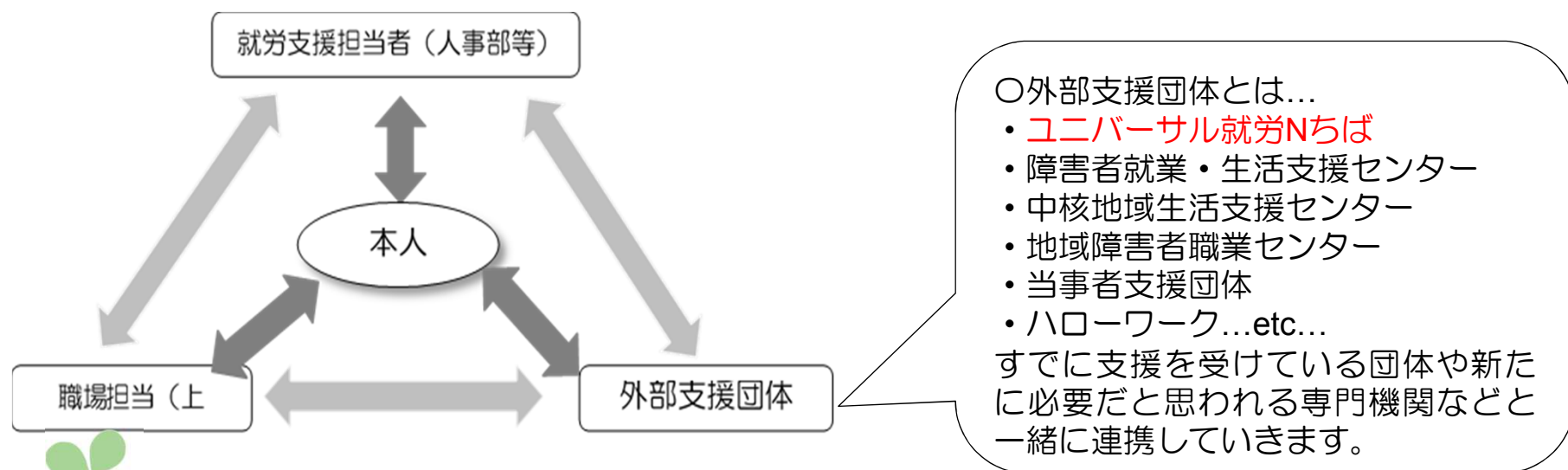
「はたらき方」の選択肢を増やすことができます





コミューターとは…「継続的に通う人」という意味で、一般就労に向けた就労トレーニングをしている状況の人を指します。また、厚生労働省の「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」でもユニバーサル就労のコミューターの仕組みに相当する「中間的就労」が提案されています。

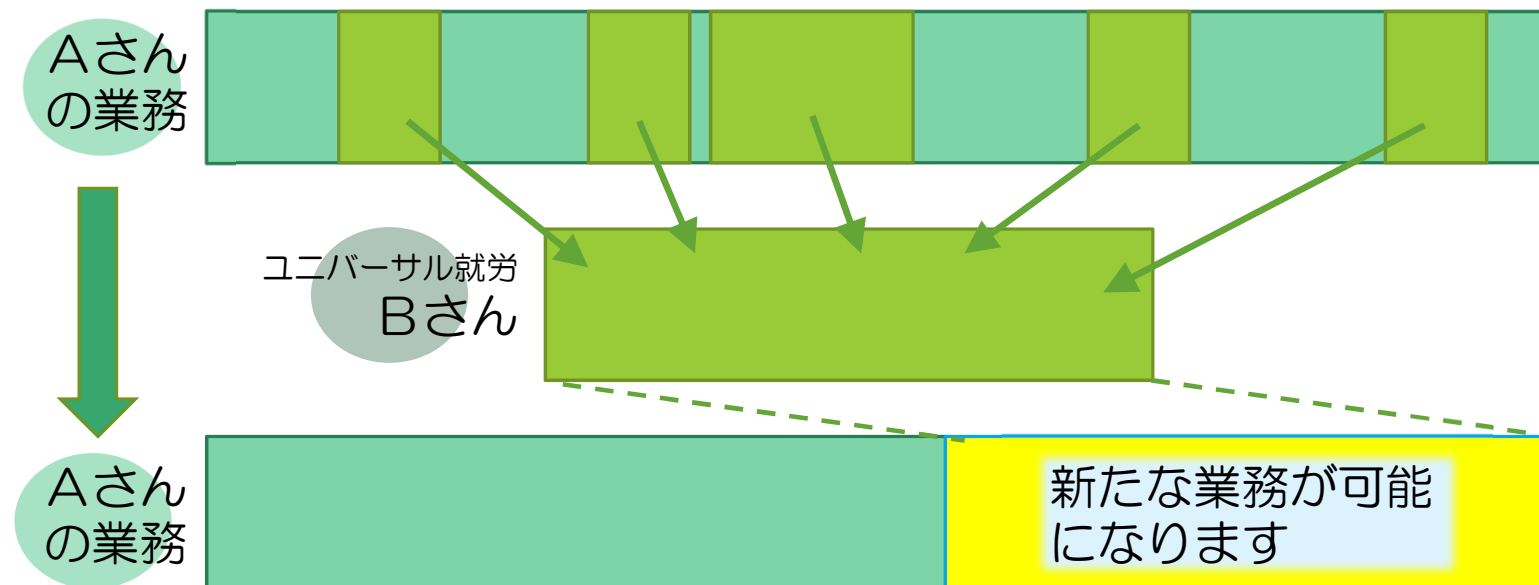
支援イメージ：外部支援団体との継続的な（伴走型）チーム支援が特徴



受け入れのための業務分解

①しごとを分解することで新たな業務が可能になります

- ユニバーサル就労受け入れのために、現在の業務内容をすべて分解する
- 分解した業務のうち、ユニバーサル就労の方に合わせたしごとを見つける



受け入れのための業務分解

業務分解シート【日】《介護》（参考：小規模多機能型居宅介護（通所、泊まり）シフト）

早番（ 1人）				日勤①（ 1人）				日勤②（ 1人）			
7:00～13:00				8:30～17:30				8:30～17:30			
時間	業務名	しごと内容	所要時間	時間	業務名	しごと内容	所要時間	時間	業務名	しごと内容	所要時間
7:00	引継ぎ	夜勤より	5	7:00							
	モーニングケア	整容	10								
		着替え	15								
		口腔ケア ★	10								
		排泄ケア ★	20								
8:00	朝食	茶くみ	10	8:00							
		配下膳	5								
		見守り、声かけ	35								
		食事介助 ★									
		記録	10	30	申し送り						
					送迎	車の運転 ★					
					フロア対応	おしぼり作成	10			おしぼり作成	10
9:00	居室清掃	シーツ交換	30	9:00		迎え				迎え	
		床拭き、拭き				見守り				見守り	
		棚拭き	5			移乗、誘導 ★				移乗、誘導 ★	
		シンク洗面台	5		バイタルチェック	チェック ★	10		バイタルチェック	チェック ★	10
	トイレ清掃	床拭き	5			記録	10			記録	10
		便器掃除	5		体操	環境整備	5		体操	環境整備	5
10:00	フロア清掃	床拭き、拭き	10	10:00		指導 ★				指導 ★	
		棚拭き	5			見守り				見守り	
		テーブル・椅子拭き	5		水分補給	準備、コップ洗い	10		水分補給	準備、コップ洗い	10
	洗濯	布団干し	10			渡し				渡し	
	その他清掃	ゴミ集めや分類	10			記録	5			記録	5
	送迎	車の運転 ★			入浴	湯ため、片づけ	10		入浴	湯ため、片づけ	10
11:00	フロア対応	移動介助 ★		11:00		衣類準備	5			衣類準備	5
		見守り、声かけ				入浴介助 ★	20～30			入浴介助 ★	20～30

<表内色分け>

	人と接するしごと
	力を使うしごと
	軽作業
	PC（入力系）
	PC（上記以外）
	PC以外の事務補助、事務作業
★	スキル、経験が必要なしごと
※	経験が必要な場合あり

個別支援計画（コンピューター（無償／有償））の方

個別支援計画書①

- ・ 本人にとっての振り返りや公平な処遇、モチベーションの向上やスキルアップを目的としています。

※個別支援計画①：ユニバーサル就労開始時に作成

氏名			就労開始日	平成	年	月	日
事業所名			ユニバーサル就労支援室 担当者				

本人の希望する内容（開始時）	【しごと内容】※アセスメントシートSTEP.2「本人が職場をみて希望する仕事の内容（開始時）」の内容を記載。	【はたらき方】※アセスメントシートSTEP.2「本人が職場をみて希望する雇用形態（開始時）」の内容を記載。
本人の希望する内容（将来）	【しごと内容】※アセスメントシートSTEP.2「本人が職場をみて希望する仕事の内容（将来）」の内容を記載。	【はたらき方】※アセスメントシートSTEP.2「本人が職場をみて希望する仕事の内容（将来）」の内容を記載。
将来の目指す内容	【しごと内容】※ご本人の希望や、職場実習の様子等をふまえて、所属長・外部就労支援団体等と相談し記載。	【はたらき方】※ご本人の希望や、職場実習の様子等をふまえて、所属長・外部就労支援団体等と相談し記載。
支援方針	①コンピューターの理由 ※STEP4の内容を記載。 ②ステップアップ・振り返りの目安 ※本人の希望や職場実習の様子等をふまえて、ステップアップの大まかな流れや振り返りの頻度、目安を記載。 ③職場、ユニバーサル就労支援室、外部就労支援団体等の関わり方 ※雇用契約に向けた支援のそれぞれの関わり方を検討し記載。	

個別支援計画

個別支援計画②

※個別支援計画②：継続支援面接毎に作成

氏名	(例) Aさん	作成日	(例) 平成 22年 1月 20日
事業所名	(例) B事業所	ユニバーサル就労支援室 担当者	(例) C
現在のほたらき方	(時間/日 × 日/週 : 曜日)		

短期目標 (3ヶ月後) ※期間はその人の 状況に合わせて 検討する。	項目	課題 ※より具体的に数値や実数で記載。	支援内容	振り返り ※次回の面談時に支援室担当者が記載。
	(例) 傾聴	(例)		
	(例) 清掃	(例) ご利用者が帰る16時から16時半までの間に、お風呂場の掃除を終わらせる。	(例) ・業務チェックリストの作成(事業所)	
	(例) 介護補助	(例) 3月31日までに、清掃の業務をしている際にも、ご利用者がお風呂からあがってきたら、ドライヤーかけやお茶出しを優先するなど、臨機応変な対応をできるようにする。	(例) ・振り返りノートの記入(ご本人) ・定期的な聞き取り(支援室)	(例) ・業務チェックリストによって、周囲の職員も作業を把握でき、指導に生かした(事業所) ・臨機応変な対応については、どのように指導したらよいのか分からない(事業所) ・振り返りノートは毎回就業後に記入するのは大変だった(ご本人) ・月一程度の聞き取りでは、進捗をきちんと把握できていないことがあった(支援室) ※振り返りであがった課題を反映し、次回の期間を設定して、短期目標を作成。
	(例) 人間関係	(例) 週に1度、所長さんと話をする。 1日に3回、一緒にはたらく職員と話をする。	(例) ・振り返りノートの記入(ご本人) ・定期的な聞き取り(支援室)	

人事考課制度（雇用契約のある方）

人事考課表

- ・ 本人にとっての振り返りや公平な処遇、モチベーションの向上やスキルアップを目的としています。

人事考課表（ユニバーサル就労）※考課者用

1. 職場の決まりごと
2. 責任感
3. 向上心
4. 報告・連絡・相談
- ＋ 個別目標

5段階で記入
＋記述

- 1次考課者、2次考課者のコメント
- 面接シート（1次考課者記入）
 - ・ 期中に見られた際立った行動
 - ・ 現状の課題
 - ・ 期待すること 来期の目標
 - ・ 面接結果決定事項

自己点検表※本人用

1. 職場の決まりごと
2. 責任感
3. 向上心
4. 報告・連絡・相談
- ＋ 個別目標

5段階で記入
＋記述

○自由記述欄

- ・ 今年のしごとを振り返ってがんばったと思うこと
- ・ もう少しこうすればよかったと思うこと
- ・ これからやりたいと思っていること
がんばりたいと思うこと
- ・ 職場やしごとの内容について、もっとこうしてほしいと思うこと

生困就労支援とユニバーサル就労

ユニバーサル就労は、就労準備支援と就労訓練と一般就労を同一事業所で、緩やかに、継続的に支援するシステム。特にコミュニケーションが苦手な対象者にとっては、継続しやすい。

就労準備支援事業、就労訓練事業は、生活困窮者自立支援法の中の一部を指している。

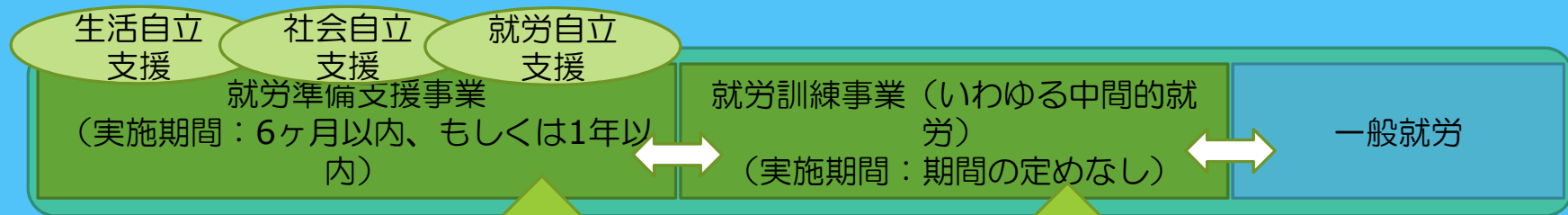
様々な困難を抱える対象者には様々な支援が必要と考える。



ユニバーサル就労

(実施期間：期間の定めなし)

- ・さまざまな理由ではたらきづらい状態にある方を迎え入れ、ともにはたらくことを目指す
- ・誰にとってもはたらきやすく、はたらきがいのある「ユニバーサルな職場環境」を目指す



生活困窮者

はたらきたいのにはたらきづらいすべての人

(ただし触法状態の人のはのぞく)

身体的理由

知的理由

精神的理由

社会的理由（ニート・ひきこもりなど）



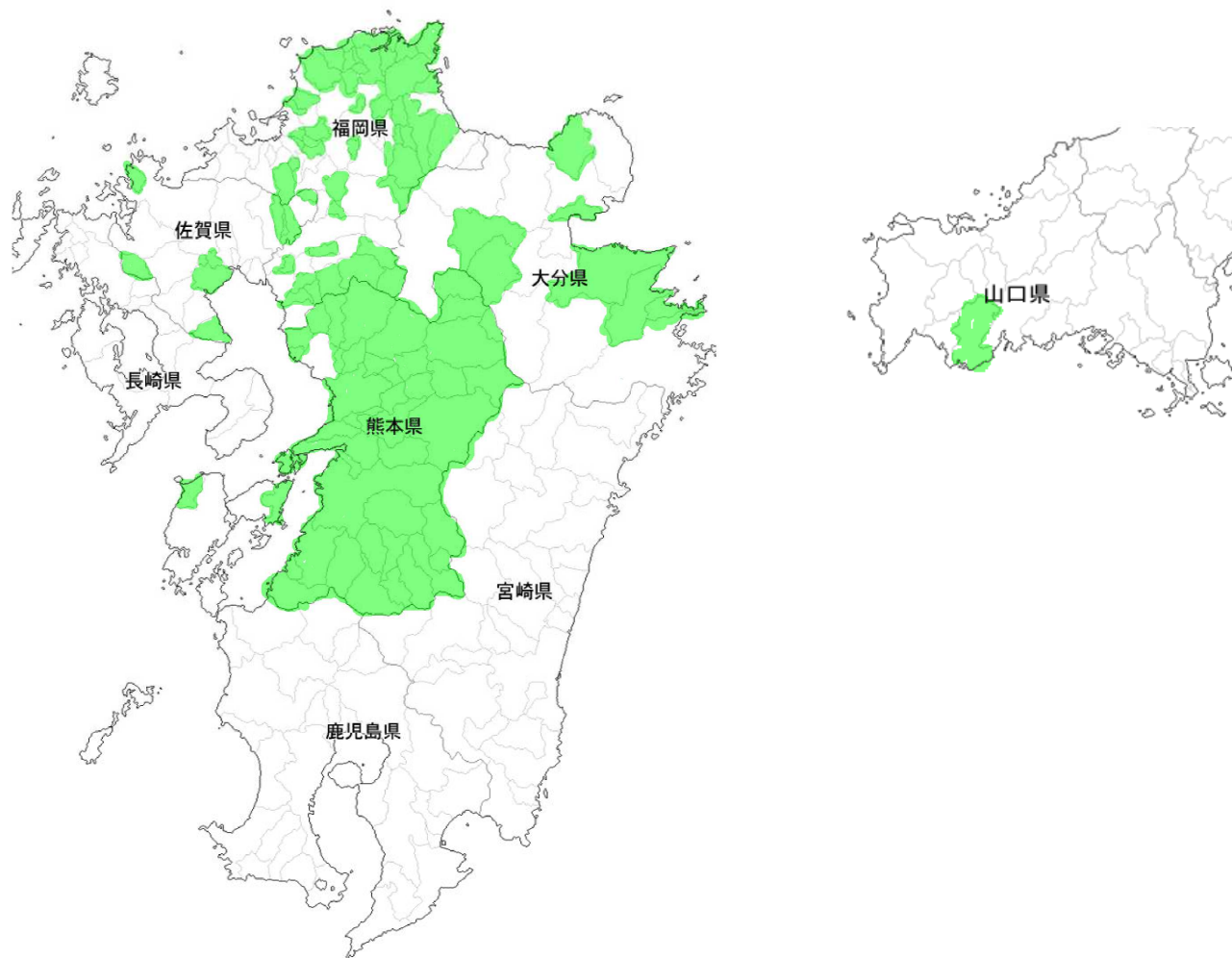
家計相談支援事業の実際と その効果

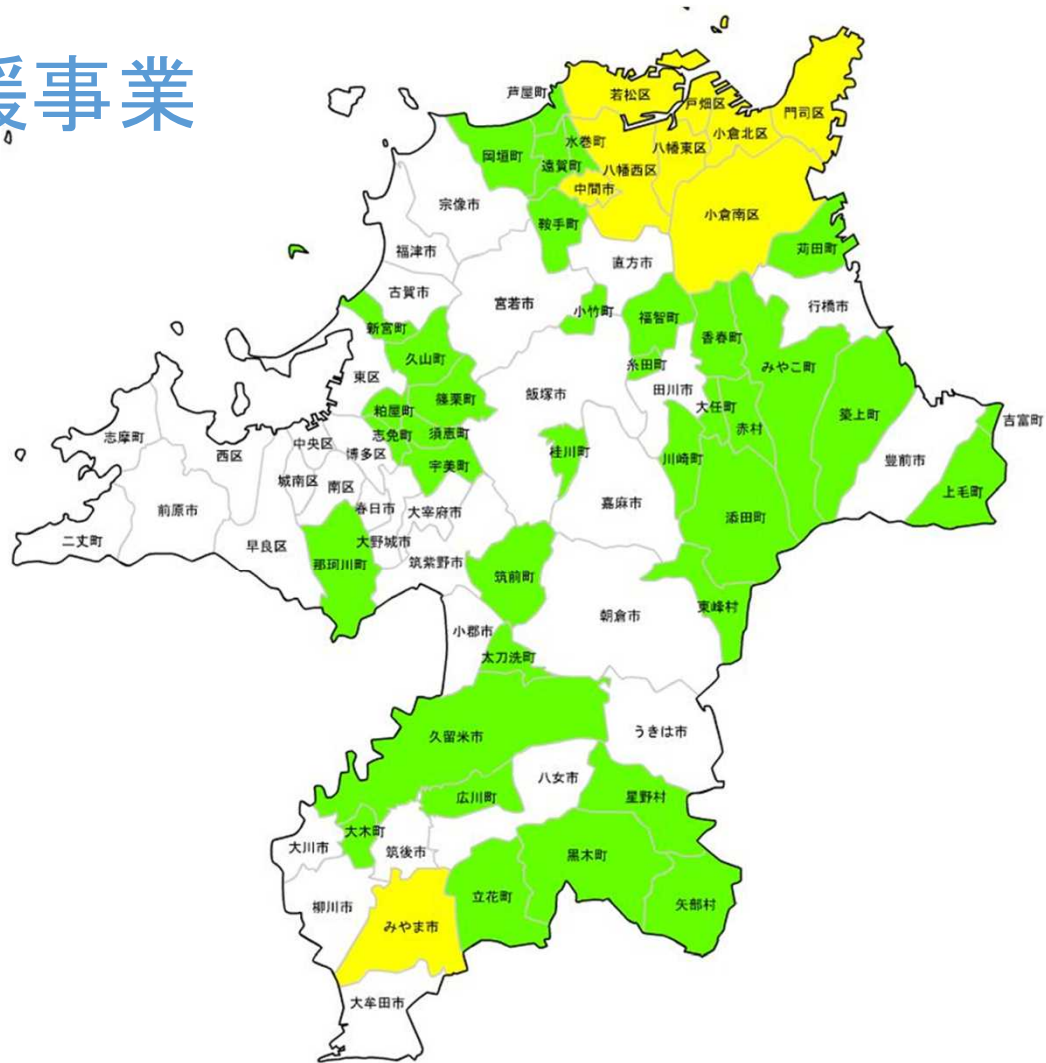


福岡県家計相談支援事務所
(筑紫郡・糟屋郡)

家計相談支援員 北島 千恵
(所属: グリーンコープ生協ふくおか)

グリーンコープの家計相談支援事業 受託エリア



福岡県自立相談支援事業
受託エリア

家計相談支援事業実績

2015年4月～8月累計

受託自治体	新規面談件数	プラン作成	自立面談件数	自立事業所
福岡県(田川郡・京都郡・築上郡)	25	20	60	GC
福岡県(遠賀郡・鞍手郡・嘉穂郡)	40	11	100	GC
福岡県(筑紫郡・糟屋郡)	125	61	199	GC
福岡県(朝倉郡・三井郡・八女郡)	25	15	32	GC
北九州市	93	57		市直営
中間市	48	4		NPO抱樸
宗像市	13	8		市直営
古賀市(7月1日開始)	3	2		市直営
春日市	48	20		市直営
みやま市	5	4		市直営

支援内容のトップは家計相談支援

	支援の内容	人数	割合
1	家計相談支援	177	41.3%
3	法律相談(債務整理)	53	12.4%
6	食糧支援	35	8.2%
2	求職支援(一般就労)	63	14.7%
3	住まいの支援	53	12.4%
5	健康相談(受診・連携)	43	10.0%
7	生活保護申請	31	7.2%
9	その他の法律相談	12	2.8%
8	介護保険関係	17	4.0%
10	就労訓練(障がい者)	11	2.6%
※割合は人数(429人)で割った数			



困りごとの多くは家計と関係している

困っていること	件数	割合
収入、生活費	272	63.4%
家族関係、人間関係	177	41.3%
税金・公共料金	98	22.8%
病気、健康、障がい	177	41.3%
債務	126	29.4%
住まい	92	21.4%
仕事探し、就職	106	24.7%
家賃、ローンの支払い	67	15.6%
食べるものがない	32	7.5%
子育て、介護	35	8.2%
DV、虐待	17	4.0%
仕事上の不安、トラブル	17	4.0%
ひきこもり、不登校	14	3.3%
ホームレス状態	16	3.7%
地域との関係、社会参加	1	0.2%
日々の生活	7	1.6%
その他	54	12.6%

※割合は人数(429人)で割った数



困りごとの多くはお金と関係している

借金・滞納	借金・滞納金額だけでなく、家族全体の収支から、債務整理の方法、返済計画を検討。
住まい	継続して支払える家賃、駐車場代を試算し、初期費用の有無、捻出方法を検討
仕事	生活状況から、必要な収入を算出する。
病気・けが	入院費用、今後の医療費の支払い。退院後に必要なサービス費用等も検討していく
生活費の不足	毎月の収支と不足の原因を明らかにして、問題解決を検討

家計相談支援で見えること、その効果

①生活者の現状を本人自身が把握できる。

家計表やキャッシュフロー表により、
家計の状況、収支はどうなっているか、
本人が家計の現状に気付くことができる



②支援者からも相談者の状況、家族も含め周りの様子・関係性が見える。



③今の収入で生活を維持できるか

- ・キャッシュフロー表を利用すると現状だけでなく、今後、具体的に赤字になる月とその金額も見えてくる。



赤字の月に備えて
それまでの黒字分
を貯めておこう！

- ・相談者の気持ち、状況、能力に応じた、様々な就労訓練や就労場所につながりやすい。
- ・家族や周りの人の協力を導きだすことも可能になる。

就労訓練から
始めてみよう！



④収入を増やせない場合は、家計支出の見直しを具体的な数字で相談できる。

- ・どの費目に課題があるのか。
- ・どのくらい減額できるか。
- ・相談者ができる家計管理の方法を考える。
- ・目標を定め、生活を見直していく。



携帯のプランを見直そうかな

支出の見直しができるところはありますか？

家賃が4万円以内だったら黒字になるのね。



⑤借金、滞納の問題には家計表とキャッシュフロー表が役に立つ。返済額や終了目標が定まり、将来が見えて生活の不安が希望につながる。

- ・借金の返済可能額が分かる。
- ・各種税金、校納金、医療費、光熱費などを支払うために優先順位をつけ、分割納付が相談できるようになる。
- ・キャッシュフロー表で、いつまで頑張ればよいかが見える。
- ・家計再生の目処がたつと頑張れる。



返済は
来年5月
で終わら
ますね。

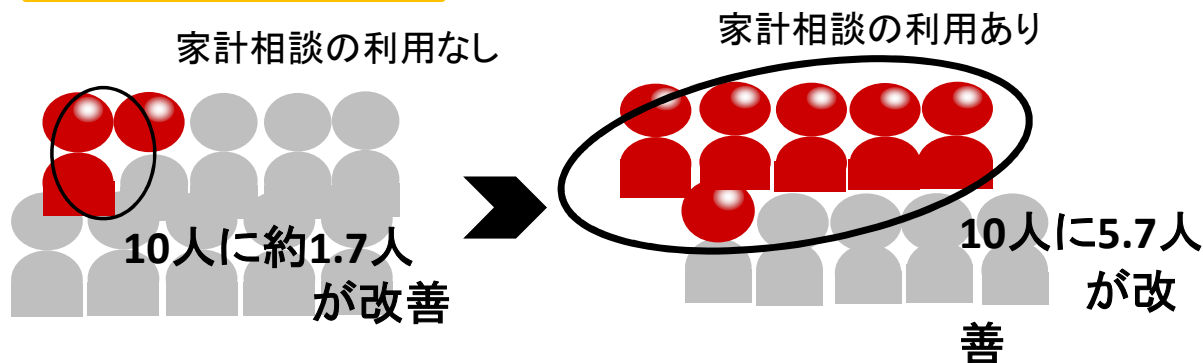
返済が終わったら、
子どものために
その分を貯金します。



家計相談支援事業の利用の有無別に見た効果について（平成26年度モデル事業実績より）

- 家計相談支援事業を利用した場合、利用しない場合に比べ家計改善に関しては約3.3倍、債務整理に関しては約5倍の効果がある。
- こうした家計改善に関する効果だけでなく、家計相談を利用している方が就労収入の増加割合が2倍以上高い。
- また、家計相談支援事業の利用により、対人関係・家族関係の改善や住まいの確保・安定、生活習慣の改善、自立意欲の向上・改善といった、心理社会的側面や生活の質の向上等にも寄与する。

【家計が改善した人】



「家計相談の利用あり」におけるその他の効果

【債務の整理】

➤ 約5倍の支援効果

【対人・家族関係の改善】

➤ 約1.8倍の支援効果

【住まいの確保安定】

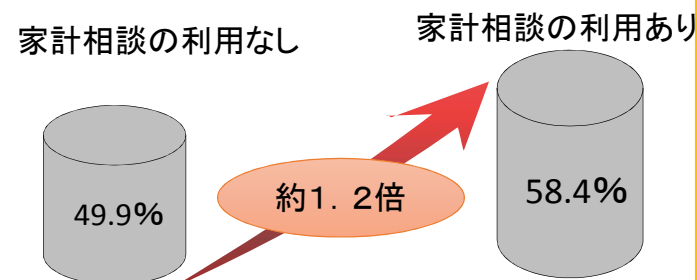
➤ 約2倍の支援効果

「家計相談の利用なし」と比べると

【増収者の割合】



【就労開始・増収者の割合】



※ 家計相談が増収に効果をもたらす背景

生活困窮者にとって、7～8万円の収入を新たに得ることは、ときとしてハードルが高い場合もある。このような場合、家計相談を利用すると…
⇒ 家計表を作成することで、家計再生に必要な収支改善が例えば6万円であると明確化され、更に3万円の節約が可能であることが明らかになれば、結果的に家計再生に必要な収入増は3万円であることがはっきりする。

⇒ 3万円の増収であれば、就労時間や日数を見直すことで、それほど難しくなく収入を増やせる可能性がある。

家計相談支援の事例紹介

家計相談支援員と
自立相談支援事務所の就労支援員との連携

債務の解決と再就職により
家計と家族が再生した事例

相談者の状況

○自立相談支援事務所で聴き取った状況(町役場からの紹介)

- ① 60代男性の4人家族。
- ② 本人の年金と妻の就労、子からの支援によって生活。
- ③ 自営で軽トラ運送を開始するが両眼網膜剥離を発症。
- ④ さらに交通事故にあい体調不良が続く。
- ⑤ 体の不調を隠して仕事を探すが就職が決まらない。
- ⑥ 仕事につけない不安とお金の事が原因で家族とうまくいかず、
自死まで考えていた。
- ⑦ 国保滞納や消費者金融に1社借入がある。

相談内容

- ① 5年前リストラで離職、再就職したが倒産。目の病気を発症して運転が困難となり運送業自営を廃業。以後、再就職できない状況が続いている。
- ② 妻や子どもたちから就職が決まらないことを非難される状況があり、精神的に追い詰められ自死まで考えていた。
- ③ 年金担保借入、消費者金融借金や税金滞納もあり、今後の支払いをどう考えたらいいのかわからない。
- ④ 家計の見直しや、就労の目標となる収入金額、債務解決の具体的な方法と支援を勧め、自立相談支援事務所の就労支援員との連携を図った。

相談時に家計表を作成し、見えてきた生活状況

- ① 現状では17万円の赤字であること。
- ② 食費、水光熱費、通信費、生命保険、煙草等で7万円の減額が必要なこと。
- ③ 家賃が(8.5万円)家計を圧迫しており転居が望ましいこと。
- ④ 別居している長女が頻繁に食事に帰っている状況があること。
- ⑤ 完済債務が1件あり、過払いになる予想がたち、家計相談支援員から法律家(司法書士)を紹介した。

就労支援

就労支援員が、本人から就業条件や希望職種等の聴き取りをして仕事探しをおこなった。

- ① 職種を定めずやみくもに何十件も応募していた状況を見直し、就労支援員が職種を選択するようにアドバイスする。同時に家計相談員が生活に必要な収入を算出して目標を明確にした。
- ② 過払い金が確定したことと、就労支援員が真摯に向き合うことにより、本人は生きることになり、就労支援員のアドバイスを受けて、就職活動を再開した。
- ③ 目の病気を隠さずに、面接した企業と相談しながら進めた結果、2社から内定をいただく。家族と相談して1社を選択し、就職が決定した。

家計計画表・キャッシュフロー表の作成 課題の解決に向けて

債務



家計相談支援員が
法律家を紹介



過払いが確定し
債務は解決

就職



就労支援員と連携



家計相談支援員により
必要な収入を算出



前向きに取り組む姿を
通して、家族
との関係が改善

滞納分



家計相談支援員
による
分納交渉

あと1年で預金ができる家計に成ることが判り家族が希望を持って生活

任意事業との連携のあり方



社会福祉法人 聖隷福祉事業団

浜松市生活自立相談支援センターつながり

上 原 久

I .事業の概要

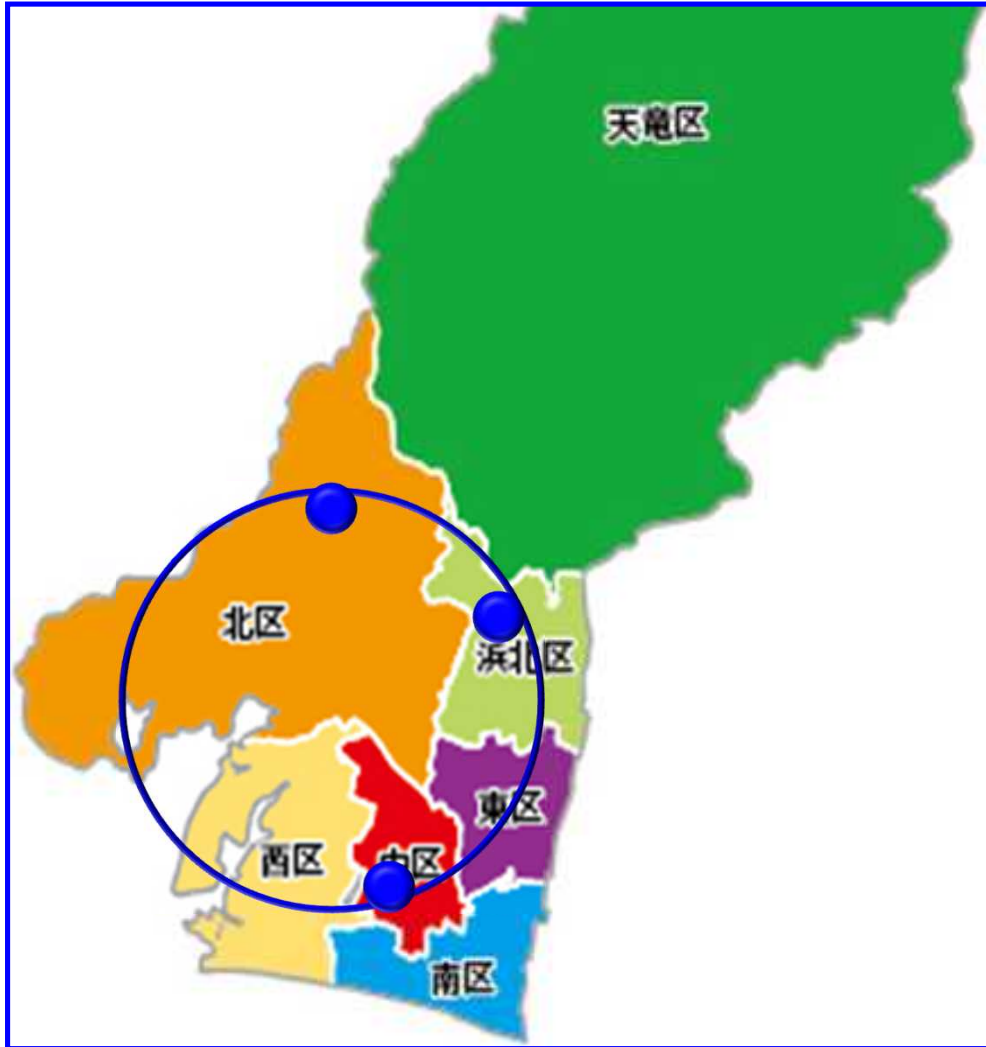
東京・名古屋間の2大都市の間に位置



浜松市の位置



浜松市における事業委託内容



- 人口：808,824人
- 行政区：7区
- 事業実施内容
 - ・自立相談支援事業
 - ・就労準備支援事業
 - ・子どもの学習支援事業
 - ・学習サポート事業(独自)
- 拠点機関：1箇所
- サテライト：2箇所
- 法人内の他事業所の活用

2015年度 受託事業の全体像

生活再建

複合的課題への早期対応・早期離脱

就労支援

就労準備支援

学習支援

相談支援

個別支援のさらなる強化

“負”の連鎖の解明と阻止

「生活圏ネットワーク」の構築

2015年度の主要テーマ

生活困窮者支援スキル



- 1 「生活圏ネットワークモデル」の強化・拡大
- 2 「個別支援関係」のさらなる重視
- 3 「負」の世代間連鎖の解明と阻止
- 4 「価値観を共有し合える関係」の構築



モデル事業での成果



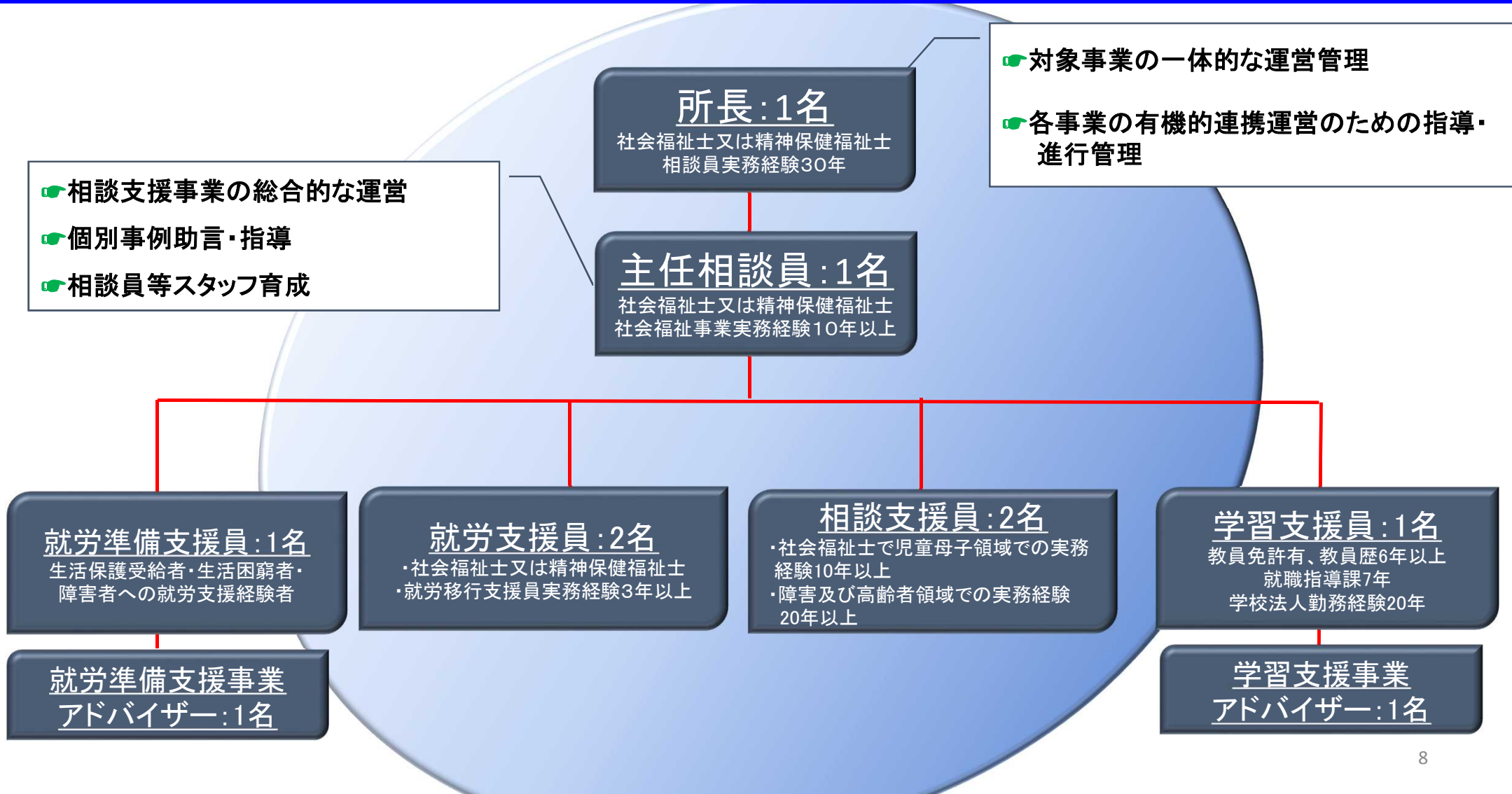
3事業の一体的運営

就労準備支援事業

自立相談支援事業

学習支援事業

人員配置：事業計画の運営・進行管理



Ⅱ.「連携」というキーワードの、そもそもの課題

「連携」のメリットとデメリット

メリット

- ①何となく“一体感”をもった感じになれる(安心感)
- ②単独では解決できない課題に向きあえる
- ③仕事の密度と幅が広がる

デメリット

- ①会議の時間と仕事量がやたらと増える
- ②「連携」という名で、事例を丸投げされる
- ③聞こえは良いが「連携」の意味が解らない

「連携」のそもそもの課題

「連携」って、なに？

「連携」の概念整理

連携とは....

「共有化された目的を持つ複数の人及び機関
(非専門職も含む)が、単独では解決できない
課題に対して、主体的に協力関係を構築して、
目的達成に向けて取り組む相互関係の過程」
...と定義した。

国内外の論文を精査し、「連携」の概念と展開過程を整理

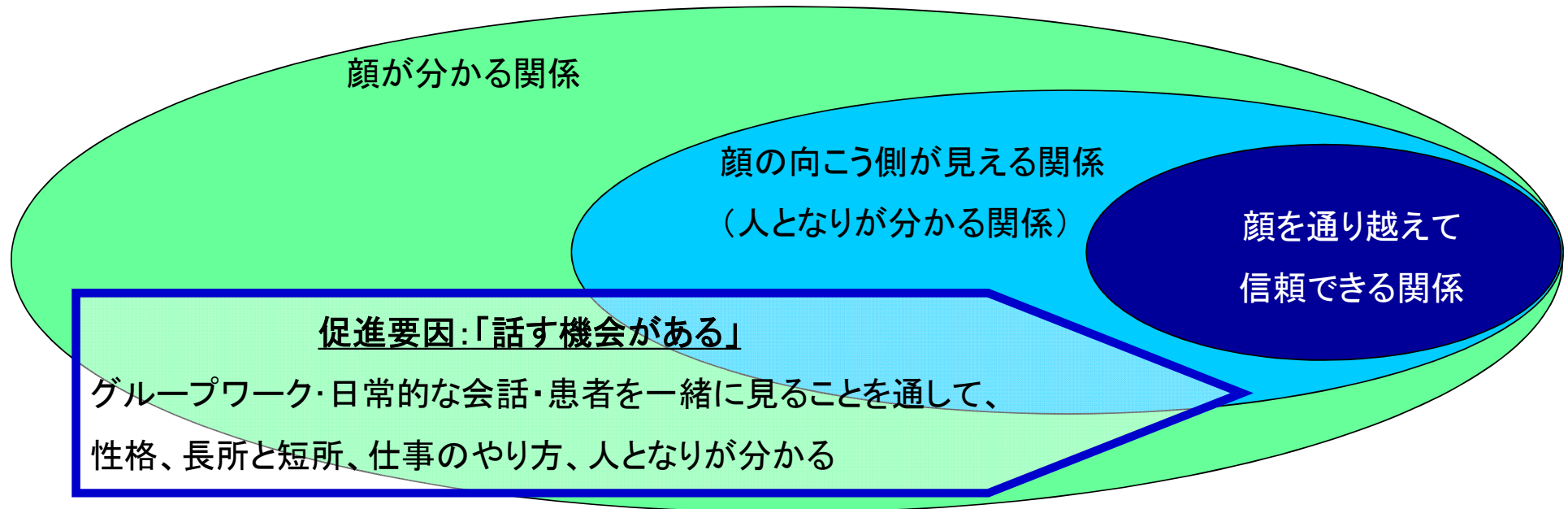
・保健医療福祉領域で「連携」をテーマとする主要な論文を選定し、Germainの「協働概念」を参照し「連携」の概念整理。
和文献の選定と「協働概念」を選定した根拠は、①洋文献では「連携」という言葉が、linkage、coordination、cooperation、collaborationなど、区別がなく用いられている。②わが国の関連文献でGermainの文献が頻回に参照されている。③
Germainの「協働」とは異なる「連携」の概念について再検討する必要がある。

吉池毅志、栄セツコ「保健医療福祉領域における「連携」の基本的概念整理--精神保健福祉実践における「連携」に着目して--」
桃山学院大学総合研究所紀要代34巻台3号、P.109-122、2009年3月

「連携」：相互関係の過程

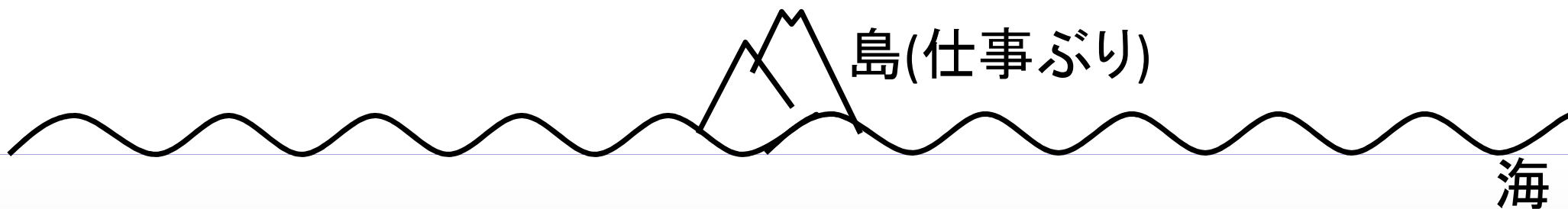
- ①単独解決できない課題の確認
- ②課題を共有しあえる他者の存在の発見
- ③協力の打診
- ④目的の確認と目的の一致
- ⑤役割と責任の確認
- ⑥情報の共有
- ⑦連続的な協力関係の展開

「顔の見える関係」とは：関係の“質”

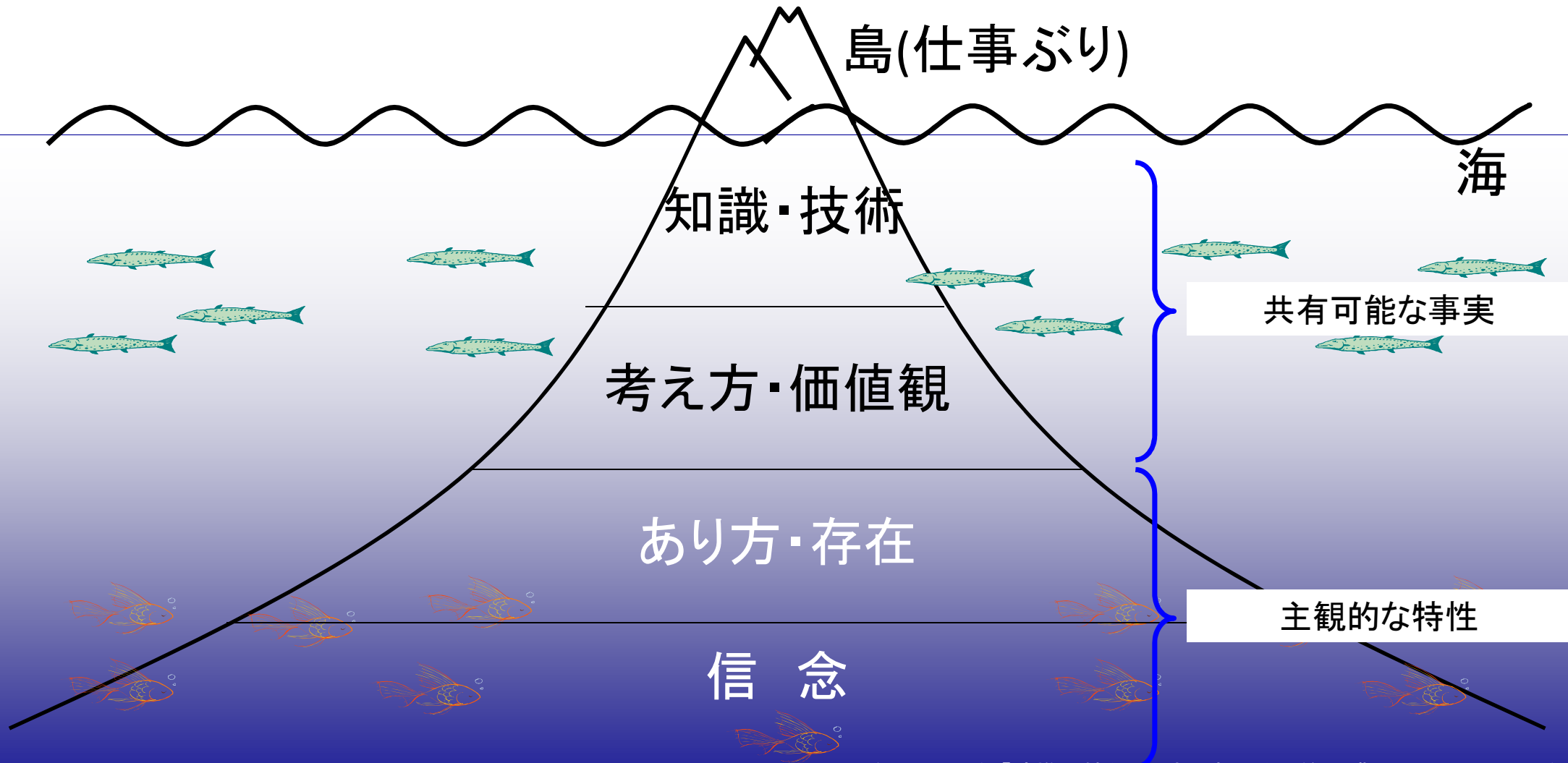


顔が分かる関係	会ったこともない人たちの顔がとりあえず分かるようになること
顔の向こう側が見える関係 (人となり分かる関係)	どういう考え方をする人で、どういう人となりが分かるようになること
顔を通り越えて信頼できる関係	信頼感をもって一緒に仕事ができるようになること

「連携」しながら観ているもの ①



「連携」しながら観ているもの ②



相手の「仕事振り」を通して...

「あり方や存在」

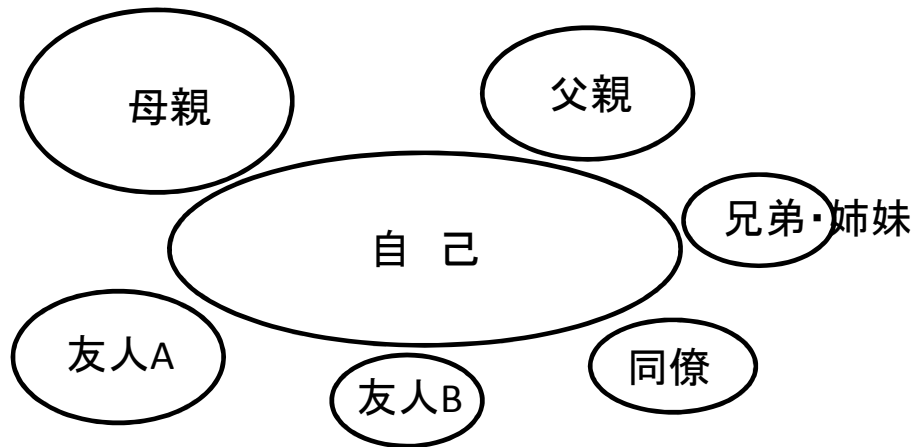
「考え方や価値観」

「知識や技術」

「仕事に対する信念」を体感し

...「組める相手か否か」を感じている
そして、「その逆」もある

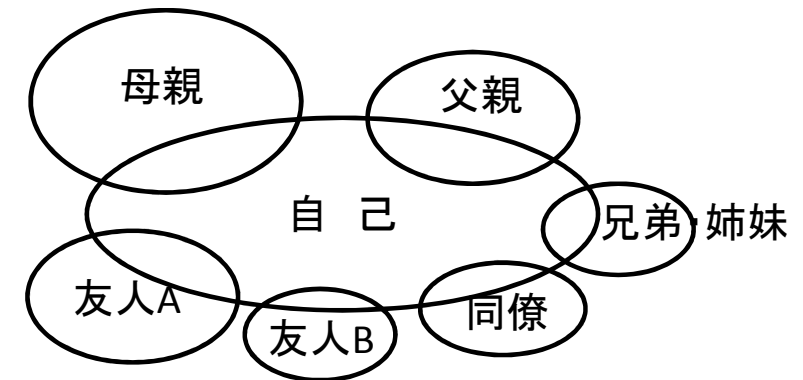
「連携」の阻害要因：文化的自己感



【西洋】相互独立的自己観
Independent View of Self

- ・「自己=他者から切り離されたもの」
- ・自分自身の中に確固とした属性を見出し、それを外に表現することで自己が形成される。
- ・「考え」は、明示的に表現されて初めて相手に伝わるもの。

言語化しないと解り合えない



【東洋】相互協調的自己観
Interdependent View of Self

- ・「自己=他者と根元的に結びついているもの」
- ・他者と関係を結び、社会的関係の中で意味ある位置を占めることにより、自己が形成される。
- ・「考え」は、明示的な表現がなくても知ることができるもの(以心伝心)。

解り合えると思っている

Ⅲ.連携の具体的課題

1.任意事業利用前

- ①「顔の見える関係」が築けていない
⇒こちらから出向く・場を設ける(事前の策)
- ②「価値観を共有」できるまでに至っていない
⇒事例(支援に向き合う姿勢)を通して伝える
- ③依頼した「結果」が未知数
⇒どの程度のサポートが必要かを見極める

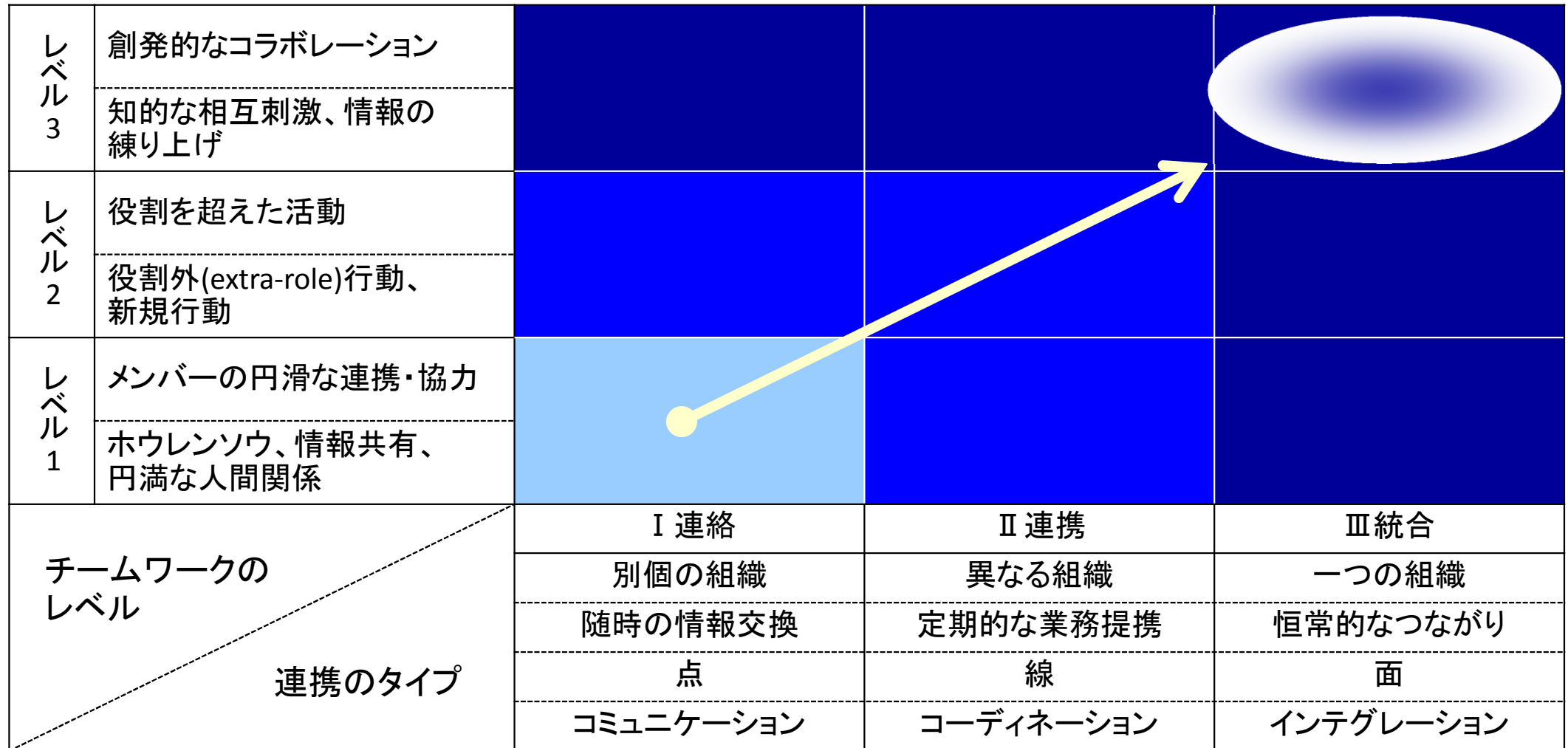
2.任意事業利用中

- ①報告がない=状況が見えない
⇒報連相を意識的に。定期報告会の場の設定。
- ②言語能力が貧困
⇒現場・事例を確認して、「結果(状況)」を把握する。
- ③支援のアウトカムを表現できない
⇒観察ポイントの提供：焦点化・フィードバック

3.任意事業の利用後

- ①成果が表現できない
⇒ベースラインとの比較評価方法を提示
- ②「次の事例」に活用できない場合も...
⇒「次の策」を検討
- ③成果がでない
⇒プランの再検討

地域の関係機関が連携した場合の未来図：連携のタイプとレベル



古川久敬「チームマネジメント」p.22、日経文庫(2004)、前田信雄「保健医療福祉の統合」p.14、勁草書房(1990)を参考に作成